

南部地区街づくり協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 南部地区において、「物産・観光・農業」^{かける}×「歴史・文化遺産・里の街づくり」をコンセプトに「歴史と里の魅力を活かした街づくり」の実践を目指し、住民、関係機関及び市の職員が専門家委員の指導・助言のもと協議・検討を進め、活性化プロジェクトを実施するための機関として、南部地区街づくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は次の事項を所掌する。

- (1) 南部地区の活性化の方向性に関すること。
- (2) 南部地区の既存の施設及び魅力の活用に関すること。
- (3) J R 駅周辺を含めた土地及び施設の有効利用に関すること。
- (4) 南部地区におけるイベント実施、P R 等に関すること。
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者により構成する。

- (1) 関係団体を代表する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 天理市議会議員
- (4) 天理市長
- (5) 市長が必要と認めた者

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は天理市長とし、副会長は会長が指名した者とする。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長は、必要に応じて関係者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市長公室総合政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月23日から施行する。